

## 現行の処遇改善加算の算定要件

現行加算のイメージ図				
加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
3.7万円相当	2.7万円相当	1.5万円相当	(加算Ⅲ×0.9)	(加算Ⅲ×0.8)
要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ + 職場環境等要件	要件Ⅰ・Ⅱ + 職場環境等要件	要件Ⅰ or Ⅱ + 職場環境等要件	要件Ⅰ or Ⅱ or 職場環境等要件	キャリアパス要件、職場環境等要件のいずれも満たさず

※加算Ⅳ・Ⅴは今後廃止予定

- キャリアパス要件Ⅰ** 職員の職位・職責または職務内容に応じた任用要件および賃金体系の整備。
- キャリアパス要件Ⅱ** 資質向上のための計画を策定し、研修の実施または研修の機会を設けている。
- キャリアパス要件Ⅲ** 経験もしくは資格に応じて昇給する仕組み、または一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを整えている。
- 職場環境等要件** 「資質の向上」、「職場環境・処遇の改善」、「その他」のいずれかの項目の要件を1つ以上満たす。



## 特定処遇改善加算の算定要件

特定加算のイメージ図					
特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
+	+	+	+	+	+
加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅲ	加算Ⅲ
3.7万円相当	2.7万円相当	2.7万円相当	1.5万円相当	1.5万円相当	1.5万円相当

算定要件	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
介護福祉士の配置等要件	○	—
現行加算要件	○	○
職場環境等要件	○	○
見える化要件	○	○

- 介護福祉士の配置等要件** サービス提供体制強化加算の最も上位の区分を算定していること。
- 現行加算要件** 現行加算Ⅰ～Ⅲまでのいずれかを算定している。
- 職場環境等要件** 現行加算要件である職場環境等要件のうち、各区分ごとに1つ以上の取組を行っている。
- 見える化要件** 特定加算に基づく取組や取得状況について、情報公表制度やホームページ等により公表している。



青森県介護サービス事業所認証評価制度 認証基準		関連のキャリアパス要件・職場環境等要件
1. 職員の処遇改善の取組	明確な給与体系の導入	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅲ
	休暇取得・労働時間縮減、育児・介護を両立できる取組など働きやすさへの取組	職場環境等要件(職場環境・処遇の改善)
	健康管理に関する取組	
2. 介護人材育成の取組	新規採用者育成計画(OJT含む)の策定	キャリアパス要件Ⅱ
	新規採用者研修(合同・派遣含む)の実施	職場環境等要件(職場環境・処遇の改善)
	新規採用者の教育担当者に対する研修等の実施	キャリアパス要件Ⅰ
	キャリアパス制度の導入	キャリアパス要件Ⅱ
	人材育成計画の策定と計画に沿った研修の実施	職場環境等要件(職場環境・処遇の改善)
3. 地域交流・コンプライアンス等の取組	資格取得に対する支援	キャリアパス要件Ⅱ
	人材育成を目的とした面談の実施	職場環境等要件(職場環境・処遇の改善)
	地域交流等の取組	
	地域の公益的な取組(社会福祉法人に限る)	職場環境等要件(その他)
4. サービスの質の向上の取組	事業運営の透明性を確保するための取組	
	関係法令の遵守	
	介護サービス事業所の運営方針の周知	職場環境等要件(その他)
	相談体制・苦情解決の仕組みの確立、周知・機能	
	身体拘束廃止・高齢者虐待防止の徹底	職場環境等要件(職場環境・処遇の改善)
	サービスの質の向上に向けた取組	

## 介護人材の確保・定着に向けて、 「(特定)処遇改善加算」を取得し、賃金改善を図りましょう!

処遇改善加算の取得に向けて **悩んでいませんか?**

**小規模な事業所は加算額も少なく、取得するのは難しいのではないか。**

申請の手続きや **計画書の記入方法** が良くわからない。大変だ。

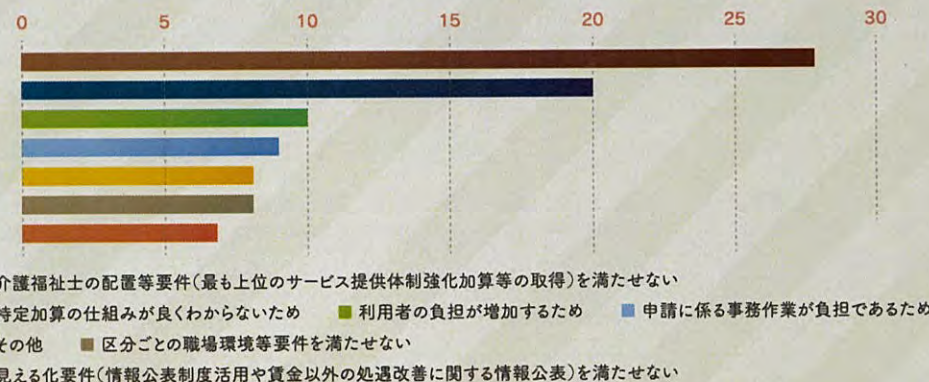


介護職員以外には加算を支給できないし、処遇改善加算を取得することで **他の職種との賃金バランスが崩れる。**

**「10年以上の介護福祉士に毎月8万円」**という言葉によって10年以上の介護職員はみんな毎月8万円もらえると思っている。

## 昨年度の実態調査でも、多くの法人が悩んでいました。

(平成31年度青森県介護職員処遇改善加算取得等にかかる実態調査(2019年6月より))



- 介護福祉士の配置等要件(最も上位のサービス提供体制強化加算等の取得)を満たせない
- 特定加算の仕組みが良くわからないため
- 利用者の負担が増加するため
- 申請に係る事務作業が負担であるため
- その他
- 区分ごとの職場環境等要件を満たせない
- 見える化要件(情報公表制度活用や賃金以外の処遇改善に関する情報公表)を満たせない

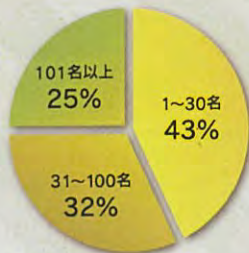
お問い合わせ

●事業主体 青森県 ●受託事業者 株式会社エイデル研究所 青森オフィス 担当: 野土谷(のとや)  
住 所: 青森県青森市古川1-21-12セントラルビューあおもり3階  
電 話: 017-718-1820 Email: aomori-kaigo@eidell.co.jp

セミナーでは加算の取得方法やポイントについて徹底的に解説いたします。→

## 処遇改善加算に関して、事業者の皆様からいただいた意見

(平成31年度青森県介護職員処遇改善加算取得等にかかる実態調査(2019年6月)より)



介護職員の賃金改善に関する加算はありがたいが、小規模な事業所のため、入ってくる加算額も少ない、取得も難しいのではないか。

昨年度の青森県における調査では、現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得している事業所の職員数は上記のグラフのようになっています。何名までの事業所を小規模とするかにもよりますが、1～30名規模の事業者が全体の4割以上であることが分かり、決して小規模な事業所だからと言って取得が難しいものではありません。

計画書の作成や手続きが大変である。もっと簡単にできる方法はないのか。

令和2年度より処遇改善加算の計画書は新しい様式へ変更となりました。まだ少し使いにくいかもしれませんが、キャリアパス要件等に変更が無ければ☑を記載するだけになっていたり、手続きがかなり簡略化されています。セミナーや個別相談では、計画書の記載方法等についても説明します。

介護職員以外には支給できないため、多職種との賃金バランスが崩れてしまう。

令和元年10月から始まった特定加算では、介護職員以外の看護師、生活相談員、事務員等へも支給が可能となりました。独立行政法人福祉医療機構の調査では、約75%の事業者が、これまで処遇改善加算の対象となっていなかった職種に対しても、特定加算を使用し、賃金改善を行っています。

特定加算は「勤続10年以上の介護職員に毎月8万円」という言葉ばかりがひとり歩きし、職員もそのように思っている。実際は全ての職員に毎月8万円支給することは出来ず、職員への説明に悩んでいる。

処遇改善加算の性質上、月々の稼働に変化がある介護サービス事業所においては、事業所に入ってくる加算額も異なってきます。また、特定加算については毎年a・b・cグループの職員の数が変わるため、各グループへ支給できる額も変わっていきます。そういった加算の特性をしっかりと職員へ説明すること、またどういった説明が必要かなどもセミナーでは解説しています。



## 「介護職員処遇改善加算等取得」セミナー < 無料 >

青森県内3地区にて、特定処遇改善加算取得に向けたセミナーを開催します。

### 日時・会場

弘前市	7月8日(水)	弘前文化センター
八戸市	7月9日(木)	ユートリー
青森市	7月10日(金)	県民福祉プラザ
青森市	9月2日(水)	リンクモア 平安閣市民ホール
青森市	12月9日(水)	県民福祉プラザ
青森市	3月10日(水)	県民福祉プラザ

### 昨年度のアンケートより

- ・特定加算は取得できないものとあきらめていましたが、セミナーに参加し取得が難しくないとわかりました。とてもわかりやすかったです。
- ・厚生労働省の通知の意味を正しく理解していなかったことを確認出来た。配分方法などとても参考になった。
- ・セミナー大変分かりやすかったです。個別相談も利用し、ぜひ加算を取得したいと思います。

### 時間・内容(時間・内容共に全会場同一となります。)

9:30  
▽  
12:30

認証評価制度の参加宣言の有無にかかわらず、**すべての介護サービス事業者が参加対象**となります。

#### 介護職員特定処遇改善加算について

「介護福祉士がいなければ加算は取得できない」、「年収440万円、月額8万円の支給なんて難しい」とお考えではありませんか。加算の取得にあたり、多くの方が勘違いされていることについても細かく説明します。

#### 青森県介護サービス事業所認証評価制度について

当制度の設立の背景や目的について説明し、認証取得までの流れや、認証取得後のメリット等について説明します。

## 個別相談(随時受付) < 無料 >



上記のセミナーを受講し、かつ、青森県介護サービス事業所認証評価制度に参加宣言している法人を対象に、個別相談を実施いたします。会場は青森市を基本としますが必要に応じて、弘前市・八戸市等にも会場を設定いたします。1事業所2時間を目安に様々な相談に対応いたします。

例) 既存のキャリアパスでキャリアパス要件を満たせるか  
aグループ・bグループ・cグループの考え方と、配分方法 など



## さらに人材育成・定着の促進を目指す事業者の方は…

青森県介護サービス事業所認証評価制度に参加宣言し、認証取得に向けた取組を進めましょう。参加宣言することでセミナーや個別相談、現地相談など様々な支援を全て無料で受けることができます。2020年5月現在153法人が参加宣言し、34法人が認証を取得しています。制度の仕組みや今年度の支援メニューの日程等は下記をご確認ください。

かご店援ネットあもり (<http://www.aomori-kaigo.net/>)



処遇改善加算は介護保険上の公的な加算であり、利用者・家族の理解を得ることも出来ます。積極的に加算を活用し、介護職員の賃金改善に努めましょう。